

■海外研究

【講演翻訳】

女性の名において  
——フランスの女性の諸問題——

クロード・メスマン (パリ第8大学准教授 (博士 [臨床病理心理学])・心理療法士)  
加藤 義信訳

Au Nom de la Femme

Claude MESMIN

Maître de Conférences de l'Université Paris VIII  
Docteur en psychologie clinique et pathologique

女性とは男性がそのように名づけるもののすべてであり、男性がけっして同じにはなれないすべてである。(シモーヌ・ド・ボーヴォワール)

フランスの女性について語ろうと思い立ったとき、私自身の女性としての経験から出発すれば簡単なことだろうとはじめは思いました。私のカウンセリングで出会ったクライアントの女性たちのこと、やがては大人の男や女になる学校の子どもたちについて、また、何年にもわたっていくつかのケア・センターで接したフランス人の家族や移民の家族について、私が知っていることから出発すれば、簡単なことだろうと思ったのです。

しかし、すぐに私は次のように自問せざるをえませんでした。フランスの女性は特殊なのではないか、それとも女性全体の代表といえるのか？ フランスで生活するようになった移民の女性たちは、フランス人の女性たちと同じ特性を示すようになるのだろうか、それとも、出身国に留まった姉妹たちと同じ特徴を保持し続けるのだろうか？ 私の話を聞いて、日本の女性は改めて自分が [他の国の女性たちと同じ] 女性であることを自覚するのだろうか、それとも、自分はやはり日本の女性だと思えるのだろうか？

こうした疑問に直面して、私は、他の国々、とりわけヨーロッパの国々の女性や日本の女性との比較が可能なように、フランスの女性についていくつか参照となるデータを示すことが必要だと思いました。しかし、こうした社会的なデータによる概観は私の専門とは言えま

せんので、これに続いて私は、自分の属する西欧世界でフランス女性が「いかに作られるか」について語ろうと思いました。ちょうど、フロイトが自分の患者さんたちの観察からその「作られ方」を明らかにしたように。もちろん、19世紀オーストリアのブルジョワ家庭出身のフロイトが生きた世界はもはや私たちの世界ではありません。しかし、彼が精緻に作り上げた精神分析的概念は、今でも、女性の心の働きの力動性を理解しようとするれば、西洋の精神分析療法がそれに頼らざるをえない概念枠組みなのです<sup>1)</sup>。このように考えながら、私は日本の優れた監督の一人である大島渚<sup>2)</sup>の「マックス、モナムール」という映画をテレビでもう一度見ました。映画のテーマはけっして凡庸なものではなく、女性（映画ではイギリス女性ですが）の行動について問いかけています。

*パリに勤務するイギリスの外交官、ピーターは妻のマーガレットの不倫を疑っています。私立探偵を雇って調べた結果、驚いたことに、妻の恋人がマックスという名のチンパンジーであることを、彼は知るに至ります。妻がなぜチンパンジーに惹きつけられるのかを知りたい一心で、ピーターは夫婦の家にマックスも一緒に住もうと提案するのです。*

しかし、ヒロインのシャルロット・ランプリングの行動はどんなヨーロッパの女性でも同じようにとりうる行動と考えてよいのでしょうか。それとも、大島がヒロイ

ンをそのように見ていたということでしょうか？ さらに、大島の映画が日本社会に与えた衝撃はどのようなものであったのでしょうか？

こうした現代の問題を考える前に、まず少しばかり過去を振り返ってみることにしましょう。

## 1. 歴史を振り返る

フランスでは、いや、おそらくどの国であっても、女性は常に集団、共同体、国家の中である役割を担ってきました。つまり、女性は妻であり、子どもを産んで母となり、その労働によって親に、続いては夫に奉仕してきたからです。また、王妃として、あるいは王の愛人として、女性は王国の政治上の決定に影響力を行使してきました。貴族の女性であれブルジョワの女性であれ、アンシャン・レジームのもとでも、女性は身分制議会の代議士になることができましたし、一方で庶民の女性たちは暴動に加わったり、あるいはその銃後であって国の発展のために大いに力を尽くしたのです。

### フランス革命の寄与

しかし、1789年に始まった革命的状況のしばらくの後、1791年にフランスで初めて制定された憲法では、アンシャン・レジーム期に有していた権利すら、女性は失うことになります。つまり、女性は王位継承権、摂政となる権利、幼少の王の後見となる権利を失ったのです。ルイ16世の王妃・マリー・アントワネットが果たした役割は、女性のイメージを損なうものであったと考えられています。それは、彼女が女性解放論に反対する代議士たちによってスケープゴートにされたからに他なりません。

とは言っても、人権の普遍性を擁護する哲学者たちの声は高まっていました。1788年の“黒人の友協会”の創設以後、黒人奴隷やプロテスタント、ユダヤ人の人権の擁護が唱えられましたが、そうした哲学者たちのうち、女性の人権に配慮する発言をした人は誰もいませんでした。ルイ16世によって受諾された1789年10月6日の“人間及び市民の権利宣言”のあと、2年も経って初めて、人間という語は（女性を含む）すべての人間を表し

ているわけではないということが分かったのです。1791年9月に、やはり“黒人の友協会”の最初の女性メンバーの一人であったオランプ・ド・グージュは、フランス革命における最初の女性の権利文書である「女性及び市民の権利宣言」を起草しました。絶対君主制に終止符を打った最初の議会である王制憲法制定議会の男性議員たちにとって、女性はものの数に入らず、男性と女性の平等の権利などということはおおよそ考えられないことでした。革命の期間中、女性も活発に活動したとはいえ、国民議会に代表を送って、その声を届けることはできなかったのです。サロンを主宰し、夫の影となって百科全書の体系化に努め、そのための記事をいくつも書いたロラン夫人と同じく、オランプ・ド・グージュも恐怖政治の犠牲となり、二人とも1793年にギロチンの露と消えてしまいます。スタール夫人やずっと後のジョルジュ・サンドの書いたものによれば、1789年の革命は女性の歴史において決定的な役割を果たしたとされます。フランス革命によって、死刑台の前では（女性も）男性と平等であるという経験を経て、すべての人間は平等であることがはっきり認められるようになり、「女性の政治的・家庭的地位の徹底の変革に繋がっていくプロセス」が軌道に乗っていくことになったのです。

### 「女性であることの価値」への評価の高まり

フランス革命から第三共和政の時代<sup>3)</sup>に至るまで、ゆっくりとではありますが、“女性であることの価値”<sup>4)</sup>が至る所で注目を集めるようになっていきます。第三共和政の時代は、1789年以来初めて女性であることの価値が認められた時代でした。というのも、フランス革命のあと、政治体制が不安定化する中で、「女性は、その母性としての役割によって、動揺の激しい社会の存続を確かなものとする手段と考えられるようになります。そのことは、もっぱら未来の市民である男性に、公務の執行に必要な自由を委ねることになってしまいます」。かくして19世紀の終わりになっても、男性のみに選挙権を付与するような共和政体を非難する女性の声もありましたが、女性的なものの価値に対する信奉は依然として根強く、大部分の女性組織は、もっぱら女性のもっとされる献身や義務の価値を擁護していました。労働運動におい

でもまた、男性たちは女性たちが働くことに反対し、女性の力を削ぐことによって自分たち男性の権力を強めようとしたのです。家庭内での自分たちの優位と権力をいつまでも維持しようとして、男性は家父長としての地位を守ろうとしました。彼らにとって、女性が男性と対等であることは恐ろしいことであったと言わねばなりません。男性と女性が似たものであるとするなら、性別のある種の混乱が生じ、性的な関係すらも危うくなる恐れがなしとはいえないと考えられたのです。

### 身体の性的自己決定権

女性による女性自身の身体の性的自己決定権が問題になるには、20世紀の中ごろまで待たねばなりませんでした。この頃、フランス女性連合の運動が、とりわけ1968年の女性解放運動（MLF）が女性自身による性的自己決定権を問題として取り上げるようになり、それは、避妊、中絶、女性が望んだときに子どもを産む自由、働く自由、自らの生活を自ら作り上げる自由の主張へと繋がってきます。

### 心の自己決定権

ヨーロッパの歴史において名を残す男性たち、特にデカルトやデイドロ、ニーチェなどの哲学者たちを女性は支え、[その思想形成に]重要な役割を果たしてきました。しかし、女性自身が哲学者とみなされたことはありませんでした。誰もが哲学者と認める女性の出現は、ハンナ・アーレントやシモーヌ・ヴェイユの著作を待たねばなりませんでした。一方で、レヴィナスやデリダは哲学的議論のうちに女性的な知恵を持ちこむこととなります。それに対して、人文科学（社会学、心理学、人類学）では、とりわけ精神分析によって、女性は対象の位置から、つまり男性の相手としての対象の位置から、男性と同じような主体としての位置へと次第に移行していくこととなります。しかしながら、民主主義によって存在の同等性がもたらされたからといって、性差が否定されたわけではなく、《自らの性がいかなる存在であるかを踏まえて、自分の属する性と相手の性は、それぞれしかるべき場所を占めなければならない》とされるのです。精神

分析と人類学は重要な役割を果たします。というのも、《精神分析はそれぞれの性の性的発達の過程を明らかにしただけでなく、同時に、人間が両性具有的存在であり、それぞれの個人を男性性と女性性の組み合わせのバリエーションとして見る考え方を提示したからです。また、人類学によって、男性支配と女性の交換に基礎をおく社会の分析が可能となったばかりでなく、女性の影響力や[男性支配に]反する事実の分析も可能となったからです。どちらの場合も、何が変わらないもので何が変わるものかの探求や、[社会]構造と、とりわけ[その中での]主体あるいは個人の位置を明らかにしようとしたのです。》

### フランス女性の現在

今日、欧米諸国では女性の平等が法によって尊重されているにもかかわらず、また次のような措置が既にも実施されてきたにもかかわらず、一般のイメージには、未だ女性差別の観念が残っています。

- ・[妻の]個人名での銀行口座の開設権（1942年）
- ・男女同一賃金制（1972年）
- ・相互同意の原則に基づく離婚（1975年）
- ・自由意思による妊娠中絶権（1975年）
- ・男女雇用機会均等法（1983年）
- ・政党候補者の男女同数法（2000年）

フランスにおいてさえ、こうした政策すべてが実効性のあるものとなるためには、私たちみんなが、女性を正当な権利を有する人格とみなし、私的領域の労働であれ社会的労働であれ、男女間に差異を設けてはならないし、子どもへの教育や文化の伝達においても男女の役割に差はないことを認めるようにならねばなりません。

これまで見てきたように、両性間の平等という考えはととも古く、その考えを示す《フェミニズム》という語は19世紀に生まれ、幾多の女性たち、とりわけ《フェミニスト》と称される女性の知識人たちによって継承され、彼女たちのデモや集会によって少しずつ男女間の平等が獲得されるに至ったのです。フランスのフェミニストたちによって多くの女性たちが得たいと思っていたものが首尾よく獲得されたと認めるとしても、この平等が実際に根付くのはなかなか困難であることを後に見ることに

しましょう。

## 2. 自由・平等・博愛：フランス女性の機会平等の可能性

### 女性の労働と産児制限

フランスは、女性が大切な知的・職業的能力の獲得をあきらめないで、女性固有の役割を引き受けるよう奨励しているまれな国のひとつです。フランスの出生率は2009年現在で2.02あり、ヨーロッパではアイルランドの2.7に次いで高い国となっています。ただし、アイルランドでは宗教的な理由によって中絶が禁止されていること考慮しなければなりません。日本の場合は、1950年の3.65から2000年の1.36へと推移しています。保育施設の不足や親の育児休暇制度の不備によって、日本の若い女性の54%が独身のままであるという事実が説明可能かもしれません。

フランス女性の場合は、教育や職業上の正当な権利を放棄することなく、母親になることができます。2006年のデータでは、25歳から54歳のフランス女性の80.2%がなんらかの仕事に就いていますが、この数字はEU（ヨーロッパ連合）全体では75.5%、日本では41%となっています。

6歳以下の子どもが少なくとも一子以上いる25歳から54歳の女性のうち働いていない女性はフランスの場合29%でEU全体では35%でした。

フランス女性の大部分は常勤職の仕事を持ち、出産可

能な年齢の間も働き続けます。フランス国立統計経済研究所の2005年の調査によれば、二人の子どもをもつ働く母親の83%、三人の子どもをもつ働く母親の68%が常勤職についています。子どもの数にかかわらず、すべての年齢をこみにした働くフランス女性の常勤就業率は64%で、この数字はEUの平均を2%上回っています。フランス女性の場合、他のヨーロッパ諸国の女性よりもパートタイム労働の比率が低く、その数字は2006年で30.7%でした。

フランス女性は学歴も高く、大学と高等専門学校の卒業生の半分以上が女性で（同一年齢人口に占める高等教育修了者の比率は男性25%に対し女性28%）、国の重要な労働力を構成しているのです。

### 女性、仕事、子ども

フランス女性にとっては、仕事をするかしないかのジレンマは存在しません。国は、経済にとって女性の労働力も十分な出生率も必要であることを認識しているからです。このため、フランス国家は家族政策に関してさまざまな施策を行っています。その目的は、女性が個人の生活と職業生活を両立できるようにすることです。3歳での[幼稚園]入学、学校の時間割についての配慮、様々な保育手段の提供（たとえ未だその数は十分でないとしても）など、数多くの政策がその実現のために実施に移されています。

加えて、フランスの女性は、様々なタイプの育児休暇

表1 ヨーロッパと日本の出生率の比較

2000年の出生率 (15歳から49歳までの 女性が対象)	フランス	オランダ	イギリス	ドイツ	スペイン	イタリア	日本
	1.88 (2009年 は2.02)	1.72	1.64	1.38	1.24	1.24	1.36

表2 女性のフルタイム及びパートタイムの就労率の比較

	フランス女性			EUの女性
	子ども二人	子ども三人	子どもの有無にかかわらず	子どもの有無にかかわらず
フルタイム (2005)	83%	68%	64%	62%
パートタイム (2006)			30.7%	

(16週間の手当が出る出産休暇, 育児休暇……)の恩恵に浴することができます。こうした育児休暇の利用によって、女性たちは自ら選んだ期間の後、職業活動に戻る保証を得て、幼い子どもたちのために時間を使うことができるのです。さらに、(特に子どもが幼い場合の)育児休暇手当や収入の少ない家族に保育料を補填する給付制度もあります。

しかしながら、フランスの女性で管理的仕事に就いているのは36%にすぎず、役職者となると7%にすぎません。この数字は、過去40年間に、フランスの場合は25%から36%へ、他のヨーロッパ諸国では30%から43%へと上昇してきました。しかし、こうしたポストは政治と結びついているので、今でもこうした責任あるポストには主に男性がつくことになります。つまり、男性は地域組織やクラブ、広い意味でのフリーメーソンに所属することによって、そうした組織の援助を得てこれらの責任あるポストを手に入れるのです。

管理的仕事のポストを占めるフランスの女性の数が多くないのは、アメリカのように、子どもの問題があるからではありません。アメリカの女性の場合は、46%が管理的仕事をしており、そのうち16%が役職についています。この数字は、積極的な意味での女性に有利となるような選別の伝統と古くからの女性たちの闘いの結果でもあります。しかしながら、責任ある地位に就いている41歳から55歳のアメリカ女性の49%には、子どもがいまませんし、そのうちの43%は独身です。ドイツでは、43%の女性が、第一子が誕生すると仕事を止めています。

## メダルの裏表

一見したところ、フランスの女性は多くの成果を手中にしているといえるでしょう。彼女たちは、どんな役割をも引き受けることができ、少なくとも原則的には、何ものによってもそれを妨げられることはありません。母であり仕事もち、自立することも、恋人として女性的役割に徹することも、フェミニストとなることも同時にできます。フランスの女性は、非常に広範囲の役割を担う権利を獲得してきました。そして、世界のどの国よりも、子孫を残す役割と仕事との両立をうまく図ってきたといえます。

しかし、現実はいさしばしば矛盾した相を示します。

まず第一に、簡単にだまされないためには統計をよく見てみなければなりません。たとえば、女性の労働に関する数字をもっとよく見てみましょう。確かに、子どもがいないか、一人だけの、25歳から50歳のフランス女性の80%が働いているのですが、子どもが二人になると、とたんに60%まで数字が落ちてしまいます。さらに、子どもが三人以上になると、この数字は35%まで下がってしまうのです。しかし、子どもたちが大きくなり6歳を超えると、この数字は84%まで回復します。

第二に、同じ仕事であれば、女性のほうが収入の少ないのがふつうです。2001年に可決された《男女間の職業上の平等に関する法律》にもかかわらず、(平等の収入が保証されている公務員の場合を除くと)男女の平均給与の隔たりは18%であり、出産に伴う仕事の中断を考慮に入れて補正しても11%もあります。産業一律スライド制最低賃金(週35時間労働で1カ月の給与が1047.44ユーロ)の適用を受けている320万人の給与生活者のうち、女性はその80%を占めます。

第三に、女性はパートタイム雇用を受け入れざるをえない立場にあります。男性の場合の18%に対し、女性の場合は30%がパートタイム雇用です。

第四に、女性の失業率(10.1%)は、男性(7.9%)に比べ全体として高いといえます。さらに25歳以下となると、女性23%に対して男性は18%です。

第五に、女性は多くの場合、権限のあるポストから排除されています。

しかしながら、政治において主要な役割を果たしたいと願う女性たちを励ます法律ができました。1999年に可決され、2007年に改定修正された男女参画機会均等法がそれで、その条文の中には選挙候補者リストの50%は女性でなければならないと明記されています<sup>5)</sup>。かくして、2008年の地方選挙では、広く女性の当選者が見込まれるはずだったのですが、フランス中で候補者リストの上位に名を連ねた女性はわずかでした。政党にとって、選挙候補者リストに女性を載せるのを止めて罰金を払うほうが、確実に選ばれるはずの代議士の議員歳費をあきらめるよりは、ずっと得だと判断されたからです。

さらに、男性には、ふつう女性にはない二つの有利な点があります。既に述べたように、男性は女性よりずっ

と、選挙に有利となる地方組織に属している場合が多いし、女性のようにいつも頭の中に子どもの心配をかかえていることもありません。どの調査を見ても、女性は男性よりも客観的にみて、家事や幼い子どもたちの世話にはるかに多くの時間を割いています。より主観的には、女性は子どもの世話という務めを離れていたり、哺乳瓶の用意をしたりしていないとき、ついつい子どものことを考えてしまいがちです。母親として心配でたまらなくなると、女性たちはよく言います。これこそ、「フランス女性は残念ながら《子宮に囚われている》」と言ったエリザベス・バダンテールのようなフェミニストを苛立たせた強迫観念です。

こうした「真の平等からみた現在の」不完全を理解しようとするれば、フランスの女性が選挙の投票権を得たのは、やっと1944年のことだったという事実を思い出し、みなければなりません（ヨーロッパで、フランスより遅かったのはスイス（1972年）とリヒテンシュタイン（1994年）だけです）。夫の了解を示す文書がなくとも、女性が銀行に口座を開くことができるようになったのは1942年であり、[夫の同意なしに]職業に就くことができるようになったのは1967年のことでした。このときから40年の間に、女性は身体、結婚生活、子ども、職業選択、銀行口座に関する自己決定権を手に入れました。これらの権利のうちで、フランスでは1967年に認められた避妊の権利が、女性にとってはもっとも大きな解放となりました。1970年になってやっと、家長は必ずしも男性である必要はなくなり、《父権》という語に代わって《親権》という語が用いられるようになりました。1980年には、妊娠中の女性の解雇が禁止され、1982年には職業上の平等に関するもっとも決定的な法律が作られることになったのです。

1990年代には、フェミニストの闘いは、女性の犠牲者たちの救済に向けられていきました。乳児の保育施設の数を増やすための取り組みを引き続き行いながら、レイプ、配偶者の暴力、セクシャル・ハラスメントに対して目が向けられるようになり、そうした事実が真剣に受け止められ罰せられるよう、運動が組織されていったのです。

要約すると、40年間に、フランスの女性は、男性のあらゆる領域に進出する権利を獲得しました。しかし、フ

ランスの男性たちは女性の領域におずおずとしか進出していません。男性たちは、女性の伝統的な仕事を前にして、強情をはっています。フランスの女性は、1974年には、家の掃除、アイロンかけ、料理など、75%の家事労働を引き受けていました。30年の間に、状況は少々改善したとはいえ、その数字は依然として65%とです！ どうして、家事の分担は不平等なままなのでしょう。これからの進歩は期待できるのでしょうか。男性の女性に対する支配の論理は間違いなく消え去ったのに、今日まだ不平等は明らかに存在しています。これは明らかではあっても、強固なものではないので、家事の平等に向けて進歩が持続するであろうと期待してよいでしょう。

この世紀の変わり目に際して、喜ばしくも変化の兆しを感じられます。フランスの女性は、自らの解放に繋がる特別に心躍るときを迎えているのです。彼女たちは、書物の中でも、思想としても、法律の条文においても、男性と平等のあらゆる権利、あらゆる自由、あらゆる権限を有しています。フランスでは、今日、子どもを預けて働きたいという母親を声高に公然と非難しようとする人は誰もいません。

これからは、誰もが次のことに賛成するでしょう。女性は男性と対等である。しかし、男性は未だ女性と対等でない、と。

### 社会の前進的側面と停滞的側面

今日の若いフランス女性は、社会の中で何世紀にもわたって女性の地位と結びつけられてきた幾多の抵抗にぶつかっています。例えば、10人以下の企業に雇用される女性は、男性よりも重要性の低いポストに就き、はるかに低い給料しかもらえません。ところが、よくあることですが、女性のほうが男性よりも学歴は上なのです。というのも、女の子の新しい世代は、男の子よりもクラスで優秀だからです。女性たちは、もちろんいつまでも低い地位や低い給料、政治的、経済的権限から遠ざけられたままであることに甘んじることはないでしょう。若いフランス女性の目には、真の平等とは、女性であることが問題にならなくなることであり、性別が障害にも有利な踏み台にもならないことなのです。さしあたり、女性たちが二枚舌によって再び束縛されることのないように

するためには、多くの発明の才と説得の才が必要とされるでしょう。フランスで真の女性であるためには、仕事でも家庭でも有能でなければならないでしょう。

フランスでは、男女の平等は、自由意思による妊娠中絶についてのヴェイユ (Veil) 法 (1975 年) に多くを負っています<sup>6)</sup>。妊娠 12 週内で中絶するのであれば、子どもを望まない女性は、かつてのように《中絶請負業の女》の世話にならずに、つまり、危険な闇中絶に頼らずにすむようになりました。女性は男性の意思や欲望に対して大きな自律性を獲得したのです。この法律の制定は困難をきわめ、1971 年には著名な多数のフェミニストたちがそのための運動に立ち上がりました。彼女たちは、あえて公衆を前にして自らの非合法の中絶体験を語ったのです。この運動は、避妊自由化運動 (MLAC) や女性解放運動 (MLF) といった組織の創設につながっていきました。

それ以前には、1967 年にヌーヴィルト (Neuwirth) 法ができ、避妊薬の販売が可能となりました。しかし、青年が親の許可なく無料で避妊薬を入手できるようになるまでには、さらに数年を要したのです。2001 年になって、ついに女性は望んでいたものを手に入れました。避妊と中絶はすべての女性に認められるようになり、そのかかった費用には [社会保険の] 払い戻しが行われるようになりました。

### 離婚に関わる諸問題

フランスでは、離婚は 1792 年に初めて制度化されました。相互の同意によって、あるいは一方の側からの性格の不一致の訴えによって、夫婦は別れることができました。その結果、離婚の数が一気に増大したので、1804 年には民法により制限的な条件が付加され、1816 年にはいったん [離婚を認める法律は] 廃止されることとなります。そして、1884 年になってやっと再び復活されました。2004 年の法律では、規則は簡単なものとなり、女性は、裁判所の決定が出るとすぐ (以前は離婚後、再婚までは 300 日 [妊娠日数に相当] の猶予期間が必要でした) 再婚できるようになっています。

結婚年数別にみた結婚数に対する離婚数の比率は、フランスではかなり高くなっています。国立人口問題研究

所によると、結婚したカップルの約 35% が離婚することになります。

夫婦にとって決定的な時期は結婚後 3 年から 10 年の間にあり (4 年で 30% が離婚)、それから次第に、依然としてやや高率の範囲にあるとはいえ離婚のリスクは減少していきます。パリでは実際のところ、2 組に 1 組のカップルが離婚します。

表 3 結婚年数別にみたフランスにおける離婚率

結婚年数	4 年	13 年	17 年	21 年	29 年
離婚率	30%	15.5%	12.6%	10.3%	5.2%

2 年しか一緒に暮さなかった場合であれ、40 年以上生活を共にした場合であれ、夫婦の離婚は以前と比べてずっと多くなりました。同棲関係の場合はずっと破綻しやすく、男性の場合、年間の破綻率は結婚している場合より 54% も高いことがわかっています。女性では、その差は 66% にまで達します。

早婚の場合はずっと脆弱で、20 歳前に結婚した女性は、25 歳以上で結婚した女性に比べて 2 倍も年間の破綻率が高くなります。若いカップルの場合の破綻リスクの高さは、あまりに早い配偶者の選択と成熟の欠如によって説明可能でしょう。それに対して、親元を離れる時期とカップルになるときが同じ時期である場合には、破綻のリスクが低くなる傾向があります。

### 移民の女性たちの側から

フランスの女性の中には、労働のため、戦火を逃れるため、子どもを養育し学校に上げるため、フランスにやって来た移民の女性たちもいるのですが、必ずしも統計に正確な数が現れるとは限りません。というのも、例えば《身分証明書》がなければ、移民の女性は、合法的な存在ではないからです。しかしながら、家族と共に 30 年間以上も働いた [後にフランスにやってきた移民の女性] の場合は、フランスの地で生まれた、教育程度が同じぐらいの第二、第三世代と比較しても、格段に困難があると言わざるをえません。

一人で働くためにフランスにやって来た移民男性が家族を呼び寄せることを認めた家族統合政策の結果、1974

年以來、移民の女性の数はますます多くなっています。その数は移民人口の84%を占め、そのうちの70%がアフリカ大陸から来た女性たちです。彼女たちは、2005年に提出された保護申請の35%を占めるに至っています。若い独身者や既に家族のある女性が仕事を見つけるために一人でフランスにやって来て、長期滞在するケースも、ますます目にするようになりました。これは、今日の移民の新しい特徴のひとつといえるでしょう。

この現実には、主に以下の三つの要因によって説明できます。

- ・ 出身国において男性と同じような条件での扱いが得られる見込みがないので、移民によってもっと自立を獲得したいと願う女性が増えていること。
- ・ 労働力の不足が著しい部門、例えば、教育、健康、社会活動などのさまざまなサービス分野での窓口業務などの職は、男性よりも女性のほうが能力の高い場合の多いこと。
- ・ 教育を受けるためにフランスに来る女性たちが多く、その数は2005年には、外国人学生の半分以上を越えるまでに著しく増大した。特に、アジア系の留学生数の上昇が全体が目立ちますが、そのうちの56%は女子の留学生（留学生のうち女子学生の占める比率は、韓国からの場合が74%、日本からの場合が72%、中国からの場合が59%）です。女子留学生のなかには、その後もフランスで生計を立てていく選択をする者もいます。

しかし、移民女性の傷つきやすさという特別な問題は、一方では、彼女たちの育った大家族のモデルと、フランスやヨーロッパの個人主義的核家族のモデルとの著しい差異に起因し、他方では、[家族や夫への]社会-経済的な依存に起因するといえるでしょう。移民女性たちは、血縁の人間関係と新しい土地での人間関係に引き裂かれる状況にいます。彼女たちは、さまざまにその溝を埋めようとするのですが、その収入が低いために夫や家族に束縛されざるをえず、弱さをかかえて生きることになります。経済的次元の問題に加え、脆さを生み出す次のような別の要因があります。[夫からの]暴力、恵まれない社会的立場、情報からの遮断、自尊感情の形成の困難、出産回避措置のとれない状況など。移民の女性が陥らざるをえない性を巡っての沈黙—例えば、夫が一夫多妻で

ある場合によく見られるのですが—それは、脆さを生み出す要因であり、エイズウイルス感染症にかかる主たる原因のひとつとなります。彼女たちは、子どもを出産しその子どもがエイズウイルスに感染していることを初めて、自分も感染者であったことを知る場合が多いのです。

ですから、移民の女性は生粋のフランス女性よりも危険にさらされ、二重に不利な条件のもとにおかれています。というのも、出身文化に帰属してその女性としての条件を生きると同時に、受け入れ国の差別と向き合わざるをえないからです。フランスに来て、移民の女性たちは男性と平等の社会的立場を生きることからは程遠い立場にあります（家族や宗教に隷属し、売春や奴隷的労働の犠牲者となるのです）。

### 女性であることの困難

生粋のフランス人女性であれ、移民出身の女性であれ、かなりの数の女性が医者にかかり、そこから精神科医や臨床心理士のところへ廻されてきます。両親によって与えられた教育とメディアによって伝えられたものの見方の間で、自分の人生をどのようにしてよいかわからなくなってしまふ女性たちです。フランスの女性なら享受できると思われるあらゆる利点を前にして、学業を首尾よく終えられなかった女性たち、仕事を見つけれなかった女性たち、配偶者を得て子どもをもつ自分の人生を築きえなかった女性たちが、さまざまな不幸の、ときに避けられない不幸の犠牲者となります。彼女たちは、その身体的条件ゆえに、男性と同じようには持ち堪えられないで、リスクを引き受けることとなります。65歳前の死亡の約4分の1は喫煙と結びついており、その女性の割合は男性の倍であると言われていています（肺がんによる死亡率はこの15年間で、女性の場合、倍増しました）。また、アルコール中毒もこうした死亡原因のひとつです（8%の女性が毎日飲酒すると回答し、その比率は年齢とともに上昇します）。

同一年齢、同じ職業上の立場、同一水準の学歴の場合、女性は男性に比べて、うつ状態に陥るリスクが2倍もあります。発症の年齢は30歳前後で、調査対象となった女性全体の18%が人生で少なくとも1回はうつ状態に



なったことがあると答え、そのうちの半分は重篤のうつ状態であったと答えています。

別の調査では、別の不平等が明らかとなりました。カップルで生活することは、うつの防止の一要素となりえます。支えとなる肩を貸してもらえれば、困難にも立ち向かうことができるからです。したがって、結婚の状況によって、うつのリスクは変動します。結婚している人の場合、ただ恋人どうしである場合よりも、うつになるリスクは小さく、さらに独身者と比べれば、この傾向はもっとはっきりします。独身者の中で、大うつ病に罹るリスクがもっとも高いのは、離婚経験者あるいは寡婦の場合です。その場合は、2倍から3倍のうつのリスクがあります。男性の場合は、配偶者との死別のほうが、女性の場合は離婚のほうが、それぞれうつに罹るリスクは高くなります。

無為もまた、うつの大きなリスク要因のひとつです。少なくとも男女併せた失業者の16%がうつ状態になり、社会的職業カテゴリーの如何にかかわらず、仕事を失うことによって罹患する割合が高いのは、男性のほうです。

以上から、仕事もなく一人で暮している女性がいちばんうつに罹りやすいといえるでしょう。うつ症候群の増大を回避するには、予防と定期的検診がもっとも必要ですが、それは特にこうした女性たちに対してなのです。

### 女性は何を望んでいるか？

この問いは、精神分析においてフロイトが提起した問いですが、30年に及ぶ分析実践の後に、彼は次のように認めざるをえませんでした。《女性が何を欲望するかについては知りえたが、にもかかわらず、女性が何を望んでいるかについての探求は、少しも前に進まなかった。》つまり、欲望が問題なのではなく、願望が問題なのですが、その答えは、さまざまな領域にまたがることになるでしょう。

生粋のフランス人女性であれ移民出身の女性であれ、その望んでいるところは、私が臨床現場で見ている女性たちと基本的に同じなのです。：

- ・自由と自立の願望；
- ・男性と対等でありたいという願望；
- ・男性と同様に、自分の価値や知識や能力を認められ

たいという願望；

- ・同じ学歴であれば、男性と同じ収入を得て、同じように認められたいという願望；
- ・男性と同様に、政治を含むあらゆるポストにつくことのできる可能性を得たいという願望；
- ・男性と同じように社会生活に参加したいという願望；
- ・伴侶と対等に、愛情と喜びを享受したいという願望；
- ・その伴侶が子どもの教育や家事に同じだけの分担してほしいという願望

おそらく、それぞれの女性がこうした願望を未だ叶えていないとしても、男性との平等は実現の途上にあり、女性たちがいずれ真に自らの運命の主人公になる日はいつか訪れることでしょう。

(人間発達学研究科：加藤義信 訳)

### 訳者後記

本稿は、2009年10月26日に愛知県立大学大学院人間発達学研究科と外国語学部フランス学科との共催によって開かれた講演会での、クロード・メスマン先生の講演原稿の翻訳である。当日の講演は、日本語訳付きのパワーポイントを使用して1時間半にわたりフランス語で行われた。通訳は、加藤義信が務めた。

クロード・メスマン先生は臨床心理学がご専門で、4年前にパリ第8大学を定年でご退職されたあとも、同大学の「移民家族の心のケア・センター」で一女性研究者として主にアフリカからの移民の女性や子どもの文化適応のための臨床活動を続けておられる。また今も毎年、アフリカのマリ共和国のパマコ大学で授業を行い、アフリカでの臨床心理学の普及に貢献されている。

本稿の翻訳のもとになったテキストは、講演当日のパワーポイントの内容と同じであるが、A4で20枚あり、いっそう詳細な内容となっている。相当な分量のテキストであるので、メスマン先生のご了解を得て翻訳は全体の3分の2に縮めた。すなわち、テキストの前半部分は忠実な日本語訳を作り、後半の臨床事例に基づく部分は省略し、最後の結論部分を要約して翻訳した。なお、テ

キストには、詳細な注と文献一覧が付されていたが、注の翻訳は必要な部分だけに止め、文献一覧はすべてフランス語文献であったため、翻訳での掲載は控えた。

### 注

- 1) 【訳注】ここで言及されている筆者の臨床実践例の記述は、原テキストの後半3分の1を占めているが、本翻訳においてはカットした。実際の講演においても、時間的余裕がなかったため、この部分への言及はなされなかった。
- 2) 大島渚は青春時代までを京都で過ごしました。母と妹の三人暮らしでした。母親は、1932年に夫を亡くしたあと、女手ひとつで大島と妹を育て上げたのです。京都大学に入学し、1954年に法学部を卒業したあと、映画監督助手となり、映画批評も書いて、やがてフランスと日本で起こったヌベルバーグの監督の一人として名を上げるようになります。大島は40年間に25本の映画を作り、その中には「愛のコリーダ」があります。
- 3) 【訳注】普仏戦争のあとに成立し、20世紀半ばのナチス・ドイツによるフランス占領まで続いた政体（1871年～1940年）。
- 4) 【訳注】原語は le féminin。女性性とも訳せるが、ここではより解りやすく「女性であることの価値」とした。
- 5) 政党は、市町村議会選挙、県議会選挙、上院選挙、ヨーロッパ議会選挙のいずれにおいても男女同数の候補を立てなければなりません。もしこれに反すれば罰金を払うことになります。この改革は、明白な結果をもたらしました。今日、女性は市町村議員の33%（2000年6月6日の法律以前には21.7%）、上院議員の16.9%（同10.9%）、県議会議員の47.6%（同27.5%）、ヨーロッパ議会のフランス選出代議士の43.6%を占め、後者の場合、EUの中でフランスは女性議員の比率の高いほうから四番目に位置するようになりました。
- 6) ヴェイユ法以前のフランスにおける年間の中絶推定数は55,000から90,000件でした。世界全体での中絶数は2003年で4300万件であると推定され、これは妊娠可能な女性1000人につき29件にあたります。ヨーロッパでは1000人につき17件で、もっとも低い数字となっています。中絶の約半数は、不適切な場所で行われ、開発途上国ではその数は毎年2000万件に上り、その結果、約100万件の事故と68,000人の死亡につながっています。